

受付番号

(様式第2号)

団体概要書

団体の名称	特定非営利活動法人 奈良まほろばソムリエの会
団体所在地	奈良市橋本町3番地の1 きらっ都・奈良
活動の開始年月	平成23年6月
法人格	あり・申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	平成25年2月1日 所轄：奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子どもの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団体の連携・支援 26. その他 ()
主な活動対象地域	奈良県全域
現在の活動内容	1. 奈良の歴史・文化・観光に関するボランティアガイド活動事業 2. 奈良の社寺・史跡等の保存・美化に関する活動事業 3. 地域の伝統行事継承等の支援活動事業 4. 奈良の歴史・文化・観光に関する調査・研究・啓発活動事業 5. 奈良の社寺・史跡等の探訪実施事業 6. 奈良の歴史・文化・観光に関する講演会・講座の開催事業 7. 奈良の歴史・文化・観光に関する情報の提供事業 8. 奈良まほろばソムリエ検定に関する支援事業 個人会員数 約450人 : 団体会員0 団体 : 0 専従職員0人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体の協働事業実績を含む)	・平成23年4月 任意団体「奈良まほろばソムリエ友の会」を結成 ・平成23年6月「奈良まほろばソムリエ友の会総会」以降、毎年通常総会・講演会を実施 ・平成23年6月県立奈良朱雀高等学校と講師派遣等に関する「学民連携協定」を締結 ・会報誌「ソムリエの風」平成23年11月～令和5年11月まで41号発行 ・「奈良まほろばソムリエ検定」への支援活動 (奈良商工会議所からの依頼による) ・受験会場の運営支援 (奈良・東京 年1回) 検定試験採点業務支援 (商工会議所 年1回) ・「体験学習プログラム」にガイド・サポーター派遣 (年10回程度) ・奈良通2・1・ソムリエ級受験者対象「認定支援セミナー」に講師派遣 (年1回) ・「奈良まほろば館」(東京・日本橋三越前)における奈良検定受験予定者対象の「奈良まほろばソムリエ講座」に講師派遣(年10回程度) ・平成24年3月 奈良ロータリークラブから「友愛賞」を受賞 ・平成24年10月～27年3月産経新聞に「なら再発見」を毎週連載(会員交代で執筆全115回) ・平成25年2月「第2回なら・ソーシャルビジネスコンテスト」大賞/オーディエンス賞受賞 ・平成26年3月当会監修『奈良「地理・地名・地図」の謎』(実業之日本社)発刊(1万5千部) ・平成26年6月奈良佐保短期大学と「連携に関する協定」締結、授業に講師派遣(現在に至る) ・平成26年「天理市制60周年記念事業」に当会の案が採用され、バスツアー4回実施

これまでの
活動実績
(行政や企業、他団体の協
働事業実績を含む)

- ・平成27年2月～30年11月一般市民対象とした「記紀万葉シリーズ講演会」を実施(10回)
- ・平成27年10月 西日本経済同友会のツアーをガイド(2日間)
- ・平成28年7月産経新聞連載記事を『奈良の隠れ名所』(実業之日本社)として発刊(1万部)
- ・平成29年1月～31年3月 毎日新聞に「ディスカバー! 奈良」を全108回執筆
- ・平成29年2月「第7回地方再生大賞」(主催:共同通信社/全国地方新聞社)で「優秀賞」受賞
- ・平成29年交付を受けた奈良県地域貢献サポート基金の補助金を活用した「奈良まほろばかるた」の制作・実演(かるた取り) 実演30年度 春日大社、奈良ロイヤルホテル、イオン大和郡山店、橿原市博物館、元興寺、丹波市小学校 各1回、令和元年度 丹波市小学校1回
- ・平成31年2月 会員執筆『奈良百寺巡礼』(京阪奈情報教育出版社)発刊、6000部発行
- ・平成31年4月～3年3月 毎日新聞「やまと百寺参り」毎週連載(会員が交代執筆全94回)
- ・令和元年6月 当会が調査した奈良県指定文化財の「災害対策等現況調査」結果を県文化・教育記者クラブで発表(記者レク)。発表後、県地域振興部に「奈良県指定有形文化財の保存に関する要望書」を提出
- ・令和元年11月、12月 奈良県(観光プロモーション課)主催「祈りの回廊万葉ウォーキング」橿原・藤原京コースと明日香コースの2回にガイドおよびサポーター派遣
- ・令和元年12月JR西日本の協力を得て当会主催で専用臨時列車を使った「JR万葉まほろばウォーク」を開催(県文化資源活用補助金採択事業)
- ・令和元年7月～12月「サクサクわかる万葉講座」を奈良市内で5回開催(同事業として)
- ・令和2年9月30日から奈良テレビ放送情報番組「ゆうドキッ!」に週1回10分の企画コーナーで「グルメ」や「イベント」などの情報を提供中(現在も継続中)
- ・令和2年9月～奈良県(観光プロモーション課)主催の「祈り回廊秘宝・秘仏特別開帳」などにつき、安養寺(磯城郡田原本町)、不空院(奈良市高畑町)、當麻寺(葛城市当麻)におけるガイドを実施(今後も依頼があり次第対応予定)
- ・令和2年9月～10月 『日本書紀』1300年記念イベントとして、セミナー『日本書紀講座』(2回)を「奈良まほろば館」(東京)にて開催
- ・令和2年10月～12月 『日本書紀』の舞台である 飛鳥、橿原、桜井にてウォーキングおよび現地講座(3回)を開催(同イベントとして)
- ・令和3年1月～奈良新しい学び旅推進協議会支援活動として東大寺・奈良町などのSDGsツアーの企画やガイド派遣に協力(現在も継続中)
- ・令和3年2月 会員執筆による『奈良万葉の旅百首』(京阪奈情報教育出版社)発刊、6000部発行(当会10周年記念事業として)
- ・令和3年4月 奈良ロータリークラブ主催「山の辺の道 親子ウォークラリー」に当会会員がガイドおよび講師として協力
- ・令和3年7月 『奈良まほろばソムリエの会10周年記念誌』を800部発行。(当会10周年記念事業として)
- ・令和4年4月～毎日新聞に毎週木曜日「やまとの神様」を会員が交代執筆中
- ・令和4年4月当会が調査した「奈良県指定文化財調査」の結果を県文化・教育記者クラブで発表(記者レク)。発表後、県文化・教育・くらし創造部長室へ文化財の保存に関する提言書を提出した。これにより前回は建造物と彫刻、今回は史跡、名勝、天然記念物、有形民俗文化財で、計6分野を終えた
- ・令和5年5月当会監修 増補改訂版『奈良「地理・地名・地図」の謎』(実業之日本社)発刊(平成26年3月発行の『奈良「地理・地名・地図」の謎』(当会監修)の増補改訂)

寄附者へのPR

(寄附を活用して取り
組みたい活動内容)

当会は発足して10年、運営は会員の会費(¥3,000円)に支えられています。

新聞連載は、現在連載中を含めて5本、書籍は増補改訂版を含めて5冊発行、ガイドや講演も数多くこなし、平成29年2月には「第7回地域再生大賞」(主催:共同通信社ほか)で優秀賞を受賞しました。

平成31年2月には地域貢献サポート基金から40万円の助成を受け、『奈良百寺巡礼』を発行(現在までに6,000部、うち300部は市町村および公共の図書館・公民館の図書室などに贈呈)いたしました。

令和元年度は、「令和」改元を記念して『万葉集』に関する「講演」と「ガイドつきウォーク」に取り組みました。

令和2年度は、弊社設立10周年の記念イベントの一環として会員60人が分担して執筆する『奈良万葉の旅百首』を令和3年2月末に発刊しました。(地域貢献サポート基金から10万円の助成を受けて)

令和3年3月には毎日新聞に毎週木曜日連載していた「やまと百寺参り」全94回が完結しました。令和4年4月からはお寺に引続き毎日新聞に「やまとの神様」を会員が交代で執筆中です(令和8年頃に新書本として刊行予定)。

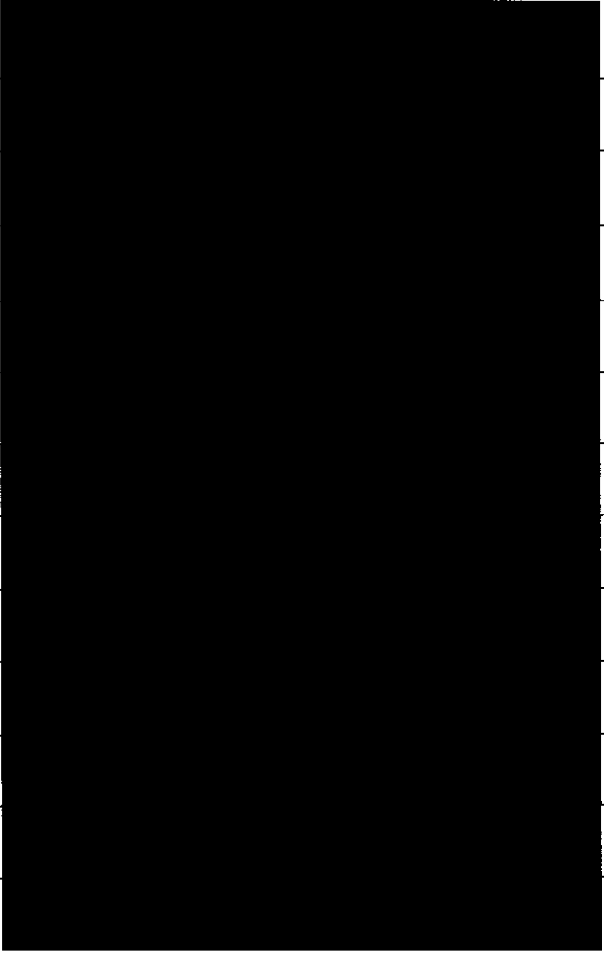
奈良県には素晴らしい歴史遺産・文化遺産がありながら、あまり知られていません。少子化・高齢化が進むなか、児童向けの啓蒙やシニアの生涯教育のお役に立てるよう、引き続き資金面でのご支援をお願いいたします。

(様式第3号)

令和 5年11月30日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名：特定非営利活動法人 奈良まほろばソムリエの会

役職名	氏 名	住 所
理事	豊田 敏雄	
理事	鉄田 憲男	
理事	大山 恵功	
理事	小野 哲朗	
理事	大江 弘幸	
理事	松浦 文子	
理事	三宅 努	
理事	松森 重博	
理事	西川 浩司	
理事	西川 年文	
理事	小倉 月子	
監事	清水 多喜雄	
監事	島田 清彦	

特定非営利活動法人奈良まほろばソムリエの会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人奈良まほろばソムリエの会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、奈良まほろばソムリエなど奈良の歴史・文化・自然を愛する者が、広く県内外の人々に対して、奈良の歴史・文化・観光の啓発と普及に関する事業を行い、もって奈良の文化と観光の振興に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

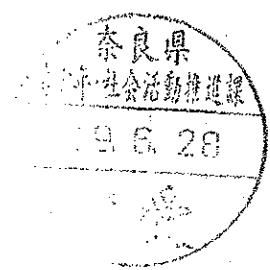
- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 奈良の歴史・文化・観光に関するボランティアガイド活動事業
 - ② 奈良の社寺・史跡等の保存・美化に関する活動事業
 - ③ 地域の伝統行事継承等の支援活動事業
 - ④ 奈良の歴史・文化・観光に関する調査・研究・啓発活動事業
 - ⑤ 奈良の社寺・史跡等の探訪実施事業
 - ⑥ 奈良の歴史・文化・観光に関する講演会・講座の開催事業
 - ⑦ 奈良の歴史・文化・観光に関する情報の提供事業
 - ⑧ 奈良まほろばソムリエ検定に関する支援事業

第3章 会員



(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員 この法人の発展に特別の貢献があり、理事会で承認した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、總會において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、總會の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

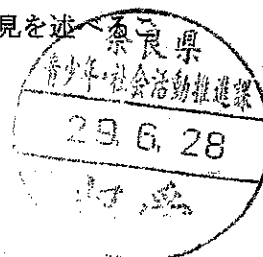
- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員・顧問及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上15人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を専務理事とする。
 - 3 この法人は、役員の外に顧問を置くことができる。顧問は理事会に出席して、意見を述べることができる。



(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 顧問は、理事会において選任する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、法人の事務を統括する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)



第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。



(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的な方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的な方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。



3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項第及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。



(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)



- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 拠出金品の不返還

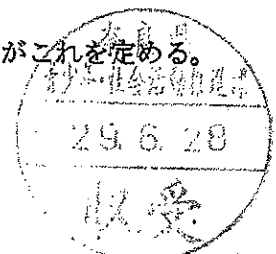
(拠出金品の不返還)

第54条 既納の会費及び拠出金品は、返還しない。

第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。



附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	小北博幸
副理事長	北田良嗣
専務理事	鉄田憲男
理事	大山恵功
同	亀田幸英
同	木村洋子
同	小林俊夫
同	鈴木英一
同	鈴木浩
同	豊田敏雄
同	深尾正
同	安井永
監事	露木基勝
同	大嶋與

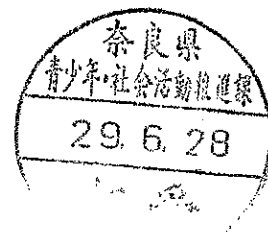
3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成26年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費	正会員	個人	3,000円
		法人	10,000円
	賛助会員	個人	3,000円
		法人	10,000円



令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

特定非営利活動法人奈良まほろばソムリエの会

1 事業の成果

特定非営利活動法人奈良まほろばソムリエの会は、奈良まほろばソムリエなど奈良の歴史・文化・自然を愛する者が広く県内外の人々に対して、奈良の歴史・文化・観光の啓発と普及に関する事業を行い、もって奈良の文化と観光の振興に貢献するために次のような事業を実施した。

本法人の定款第5条第1項に記載された①ボランティアガイド活動事業②社寺・史跡等の保存・美化活動事業③地域の伝統行事継承等の支援活動事業④調査・研究・啓発活動事業⑤社寺・史跡等の探訪実施事業⑥講演会・講座の開催事業⑦情報の提供事業⑧ソムリエ検定支援事業の全ての8事業を実施した。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

A) ガイドグループによるボランティアガイド活動事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数 (延べ人数)	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
①奈良の歴史・文化・観光に関するボランティアガイド活動事業	市民向けガイドツアーと法人・団体との連携によるガイド活動事業	通年	奈良県	640人	全国の一般市民 5077人	3,040

B) 保存継承グループによる活動事業

定款の事業名	事業内容	実施月日	実施場所	従事者の人数 (延べ人数)	受益対象者の範囲及び人数	支出額 (千円)
②奈良の文化財や史跡等の保存と社寺の美化に関する活動事業	文化財として重要な建造物、彫刻・史跡・天然記念物等の現状調査や美化を通じ、文化遺産の保存活	県指定文化財全調査票のCD作成と取材先等への郵送 奈良県市町村指定文化財調査 【A・B・Cグループ】 体験調査 1/21 【Aグループ】 2/4、2/25、3/11、 Bグループ】	奈良県下 鹿野園町集会場、徳融寺 奈良市 生駒市、天	20人(延べ40人) 10人(延べ20人) 5人(延	奈良県下の市町村指定文化財のうち、彫刻(主に仏像)、建造物などの現状調査。 会員実人数23人を3エリアに分けて取材し、	52

	動を実施	1/20、2/18、3/15、 【Cグループ】 2/18、3/12 定例会 毎月第一土曜日	理市、大和郡山市、桜井市、明日香村、大和高田市など奈良県中部	べ15人) 7人(延べ14人)	調査票にまとめる	5
		美化奉仕 4/23 等彌神社	桜井市	22人(保存継承Gを除くソムリエ会員9人)	等彌神社で境内清掃会員実人数21人	1
③地域の伝統行事継承等の支援活動事業	地域に根付く伝統行事・文化を取材見学。 次世代に繋ぐ活動講演会開催	祭礼見物 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止。8月から再活動) 8/20 御所市弥勒寺 11/3 墨坂神社 2/11 廣瀬神社 3/26 源九郎稻荷神社	御所市 宇陀市 河合町 大和郡山市		東佐味六斎念仏 秋季大祭 砂かけ祭 源九郎稻荷祭	0

C) 啓発交流グループによる活動事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数(延べ人数)	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
④奈良の歴史・文化・観光に関する調査・研究・啓発活動事業	自主勉強会9回	4.4~ 5.3	奈良市	27人	会員180人	90
	女性グループ「ソムリエンヌ」による親睦と交流を図る行事を3回実施	9/25 10/22 11/29	宇陀市 香芝市 桜井市	18人	会員42人	0
⑤奈良の社寺・史跡等の探訪実施事業	史跡探訪を2回実施	11/12 3/25	奈良きたまち 宇陀松山	6名 6名	会員140人	17

D) 講演・講座グループによる講演会・講座

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者の 人数(延 べ人数)	受益対象 者の範囲 及び人数	支出額 (千円)
⑥奈良の歴史・文化・観光に関する講演会・講座の開催事業	「奈良の歴史をもっと楽しむ講座」 (中部公民館)	毎月第2 金曜日 4月～3 月 計10回	奈良市	105人	市民491人	147
	「奈良の歴史をもっと楽しむ講座」 (西部公民館)	毎月第4 水曜日 7月～3 月 計10回	奈良市	95人	市民291人	90
	「受験講座」 (特別講座)を含む (中部公民館) (王寺町2級講座)	毎月第 2・4土 曜日 4月～1 月 計19回	奈良市	191人	市民 1323人	673
	講演(東京:奈良ま ほろば館)8回	4.4～ 5.3	東京	8人	市民 約187人	0
	佐保短大の授業	4.10～ 5.2	奈良市	15人	学生 約330人	103
	奈良シニア大学の 座学	4.4～ 5.3	奈良県内	82人	市民 約3070人	388
	JEUGIAカルチャー センターの座学	4.11～ 5.2	木津川市	5人	市民 約30人	30

E) 広報グループによる情報の提供事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数(延べ人数)	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
⑦奈良の歴史・文化・観光に関する情報の提供事業	企画会議	3回	奈良市	48人		0
	・会報紙「ソムリエの風」の発行(37号~39号)	3回	奈良市	48人 16人	1,382部発行 (3回計) 800部発行	144

F) 奈良検定支援グループ支援活動事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数(延べ人数)	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
⑧ソムリエ検定支援事業	奈良商工会議所主催の同検定試験会場(天理・東京)の運営支援	5.3~	奈良県 東京都	20人	検定試験受験者 1,000人	378

G) 事務局主催の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数(延べ人数)	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
①奈良の歴史・文化・観光に関するボランティアガイド活動事業	NHK文化センターの現地講座(梅田教室)	年18回	奈良県	36人	市民約180人	167
	奈良新しい学び旅推進協議会事務局主催の奈良SDGs学び旅へのガイド派遣/企画協力	通年	奈良県	20人	全国の一般市民約140人	0
	奈良県観光局観光プロモーション課折りの回廊事業へのガイド派遣	4.7~ 4.8	奈良県	94人 (ナト・なら応援団共同)	全国の一般市民約5,000人	0
⑦奈良の歴史・文化・観光に関する情報の提供事業	奈良テレビ放送の情報番組「ゆうドキッ!」へのコメントターの派遣	通年	奈良県	42人	奈良テレビ視聴者	0

3. 会議の開催に関する事項

(1) 通常総会

①開催日時及び場所

令和4年6月12日(日) 13:00~13:44 奈良県文化会館2階小ホール

②審議事項

- (1) 令和3年度の事業報告書及び計算書類の承認の件
 - (2) 令和4年度の事業計画書(案)及び活動予算書(案)の承認の件
 - (3) 役員選任の件
- (その他) 本会の活動紹介等

(2) 理事会

令和4年度の理事会は10回下記のとおり開催された。

開催日時・場所	議 題
令和4年4月21日 18:04~20:12 奈良市ならまちセンター 会議室	・令和3年度決算を承認・令和4年度総会(6/12)を多人数総会とする承認・入会説明会(5/29)の実施について承認・王寺町との連携について具体的施策及び調印式の承認・寄付金等の専用口座(定期預金)による積立の報告・各G担当理事等からの活動報告
令和4年5月19日 18:03~20:18 奈良市ならまちセンター 会議室	・令和4年度総会(6/12)の式次第等詳細の承認・入会説明会(5/29)の実施詳細について承認・昨年7月理事会で承認された「寄付金取扱規程」について一部修正提案がなされ承認・令和4年度寄付金の申込状況について報告・各G担当理事等からの活動報告
令和4年7月7日 17:00~18:15 奈良市ならまちセンター 会議室	・総会(6/12)の総括・入会説明会(5/29)の総括・一般社団法人まほろば芸術ラボ主催の「万葉からの祈り〜」への当会后援承認・加藤理事からの辞任届受理、承認・新三役の理事互選、選出・理事役割分担および新組織表と組織図の三役案承認・各G担当理事等からの活動報告
令和4年9月15日 18:00~20:15 奈良市ならまちセンター 会議室	・奈良検定支援グループ創設の了承・加藤理事辞任後の史跡探訪サークルの運営方法について了承・理事会議事録書記輪番制の了承・今年度寄付金の申込と会費納入状況の報告・理事会関係人出席要請確認・最新版会員名簿の確認依頼・各G担当理事等からの活動報告
令和4年10月20日 18:05~20:00 奈良市ならまちセンター 会議室	・第11回総会(6/4または6/11)を多人数総会とする承認・2023研究発表会/新春交流会(飲食付)の実施承認・新設奈良検定支援グループの公募状況報告・理事会メールのセキュリティー強化のためのBcc送付について了承・各G担当理事等からの活動報告
令和4年11月17日 18:00~20:05 Bonchi(きらっ都・奈良) 会議室	・第11回総会(6/11)の日程、会場や講演の承認・研究発表会/新春交流会(1/29)の日程、会場や発表者、交流会費徴収額の承認・研究発表会「要旨」の作成と当会HPへの開示について了承・奈良検定支援グループ発足会の実施予定報告・各G担当理事等からの活動報告
令和4年12月15日 18:00~20:00 Bonchi(きらっ都・奈良) 会議室	・第11回総会の準備状況報告と企画案の承認・研究発表会/新春交流会(1/29)の準備状況報告と企画案の承認・「王寺町クイズ大会」参加要請了承・あしたのなら表彰当会会員の受賞報告・ボランティア活動保険の概要と当会加入状況の報告・各G担当理事等からの活動報告
令和5年1月19日 18:03~19:46 奈良市ならまちセンター 会議室	・第11回総会の準備状況報告と企画案の承認・研究発表会/新春交流会(1/29)の準備状況/応募状況報告と企画案の承認・新版『奈良「地理・地名・地図」の謎』の制作について了承・決算/総会資料の準備とスケジュールについて了承・各G担当理事等からの活動報告

<p>令和5年2月16日 18:00~20:20 奈良市ならまちセンター 会議室</p>	<p>・第11回総会の準備状況報告、総会資料と総会出欠/議決委任の電子化についての提案/検討継続の了承・第16回奈良検定合格者入会説明会/祝賀会の基本案承認・R5年度計画/予算G担当理事案提出依頼・研究発表会/新春交流会(1/29)の総括報告・各G担当理事等からの活動報告</p>
<p>令和5年3月16日 18:03~20:24 奈良市ならまちセンター 会議室</p>	<p>・第11回総会の準備状況報告、総会資料と総会出欠/議決委任電子化データ保全性評価/電子化承認・第16回奈良検定合格者入会説明会/祝賀会の企画案承認・R5年度事業計画書/活動予算書承認・R4年度活動報告依頼・理事定数の補欠推薦依頼・各G担当理事等からの活動報告</p>

令和4年度 活動計算書

【税込】(単位:円)

特定非営利活動法人奈良まほろばソムリエの会

自 令和4年4月1日 至 令和5年 3月31日

【経常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費	1,173,000	
【受取寄付金】		
受取寄付金	803,753	
【受取助成金等】		
受取助成金	17,700	
受取補助金	0	17,700
【事業収益】		
事業 収益		4,898,588
【その他収益】		
受取 利息	29	
雑 収 益	275,000	275,029
経常収益 計		7,168,070
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
人件費(事業)	4,108,303	
人件費計	4,108,303	
(その他経費)		
諸 謝 金	47,800	
印刷製本費(事業)	104,835	
会場費(事業)	144,770	
会 議 費(事業)	318,450	
旅費交通費(事業)	374,065	
通信運搬費(事業)	109,508	
消耗品 費(事業)	67,267	
保 險 料(事業)	1,180	
雑 費(事業)	49,300	
その他経費計	1,217,175	
事業費 計		5,325,478
【管理費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
印刷製本費	101,889	
会場費	99,600	
旅費交通費	170,700	
通信運搬費	215,543	
消耗品費	16,413	
賃借料	168,800	
接待交際費	21,003	
保 險 料	57,750	
支払手数料	39,035	
雑 費	308,868	
租税公課	1,400	
その他経費計	1,201,001	
管理費 計		1,201,001
経常費用 計		6,526,479
当期経常増減額		641,591
【経常外収益】		
経常外収益 計		0
【経常外費用】		
経常外費用 計		0
税引前当期正味財産増減額		641,591
当期正味財産増減額		641,591
前期繰越正味財産額		3,335,425
次期繰越正味財産額		3,977,016

令和4年度 貸借対照表

特定非営利活動法人奈良まほろばソムリエの会

[税込] (単位:円)
令和5年3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
普通預金	2,471,916		
定期預金	1,508,100		
現金・預金計	<u>3,980,016</u>		
流動資産合計		3,980,016	
資産の部 合計			<u>3,980,016</u>
《負債の部》			
【流動負債】			
前受金	3,000		
流動負債計		<u>3,000</u>	
負債の部 合計			<u>3,000</u>
《正味財産の部》			
【正味財産】			
前期繰越正味財産額	3,335,425		
当期正味財産増減額	641,591		
正味財産計		<u>3,977,016</u>	
正味財産の部 合計			<u>3,977,016</u>
負債・正味財産合計			<u><u>3,980,016</u></u>

令和4年度 財産目録

特定非営利活動法人奈良まほろばソムリエの会

[税込] (単位:円)
令和5年3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

南都銀行	普通預金	2,333,262
ゆうちょ銀行	通常貯金	138,654
南都銀行	定期預金	1,508,100
現金・預金 計		<u>3,980,016</u>

流動資産合計

3,980,016

資産の部 合計

3,980,016

《負債の部》

【流動負債】

前受金(次年度会費1名分)

3,000

流動負債 計

3,000

負債の部 合計

3,000

正味財産

3,977,016